

○議長（茅沼隆文）

続いて、日程第6 議案第2号 開成町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題といたします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由、国民健康保険の運営の広域化が実施されることに伴い、国民健康保険の健全な財政運営を図るため、国民健康保険税の課税方式について、資産割額を廃止するとともに、国民健康保険税の税率等所要の改正をしたいので、開成町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定を提案いたします。

よろしくお願いいたします。

○議長（茅沼隆文）

細部説明を担当課長に求めます。

保険健康課長。

○保険健康課長（亀井知之）

それでは、議案を朗読いたします。

議案第2号 開成町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定することについて。

開成町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定する。よって、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成30年3月6日、開成町長、府川裕一。

それでは、本件の概要について御説明させていただきます。

平成30年度より、都道府県が国民健康保険財政運営の責任主体となりまして、安定的な財政運営や効率的な事業の確保などの運営に中心的な役割を担い、制度を安定化する国民健康保険制度改革が実施されます。

これによる大きな変更点でございますが、まず1点目として、市町村は都道府県に対し、納付金を納付します。それに対して、給付に必要な費用を全額都道府県が市町村に交付いたします。

2点目としましては、将来的な保険料負担の標準化を進めるために、都道府県が市町村ごとの標準保険料率を提示し、住民負担の見える化を実施いたします。市町村は、この標準保険料率を参考として、保険税率を定めることとなります。

3点目といたしまして、都道府県は国保運営方針を定めまして、市町村の事務の効率化、広域化等を推進することとなっております。また、市町村側としては、地域住民と身近な関係の中で、資格管理や保険給付、保険料率の決定、賦課徴収、保険事業等、地域における事業を引き続き、担うこととなります。これに伴い、開成町におきましても、今後の国民健康保険の健全な財政運営を図る観点から、国民健康保険税の算定方式や保険税率につきまして、国保の運営協議会の権利もいただいた上で、今年

度は見直しを行い所要の改正を行うため、御提案をするものでございます。

主なポイントを御説明いたします。

まず、課税額についてですが、基礎課税額につきまして、国民健康保険事業費の納付金に充てることが明確化されました。これまでは、基礎課税額につきましては、直接、保険給付に充てられまして、後期高齢者支援均等課税額及び介護納付金課税額はそれぞれの納付金に充てることとなっておりましたが、基礎課税額につきましては、基本的に県に納付金として納付することになります。

次に算定方式の変更でございます。

開成町ではこれまで、所得割、資産割、均等割、平等割からなる、4方式を採用しておりましたが、県の国保運営方針で採用する、標準算定方式である、資産割を除いた3方式に改正をいたしたいと思っております。

最後に税率の改正でございます。

県が示す、標準保険料率参酌した上で、県への納付金額や今後の町、国保財政見込み等を勘案し、税率を改正させていただくものでございます。税率につきましては、県が示す標準保険料率を参考させていただきましたが、標準保険料率をそのまま適応しますと、現行の保険税額よりも収入額が定額となり、県に納付する納付金額を確保することが難しいことから、税率の調整をさせていただきました。所得割の医療分で標準保険料率よりも、0.18%プラスさせていただきました。後期分と介護分については標準保険料率と同じでございます。

また、均等割、平等割については、医療分、後期分、介護分等もプラス調整をさせていただき、結果として現行の税率とほぼ同額の年間金額となるように積算をいたしました。

なお、町民の方への影響でございますが、4方式から3方式への方式変更を行ったため、単純な比較はできませんけれども、1世帯あたりでは、プラスの3,836円プラス1.76%。一人あたりではプラス2,885円、プラス1.98%、この負担増をお願いすることになります。

ただし、資産割を廃止しているため、これまで、資産割がかかっていた方については、基本的に現状よりも減額となるものと考えてございます。

それでは、議案の1ページをご覧ください。

開成町条例第 号。開成町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

開成町国民健康保険税条例、昭和31年開成町条例第2号の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

表をご覧ください。右が改正前、左が改正後でございます。

第2条の課税額でございます。国民健康保険税の課税額は、第1号から第3号の合算額となります。第1号が、先程申しあげた基礎課税額でございます。国民健康保険事業による費用としての納付金に充てるための課税額の規定でございまして、こ

こで納付金に充てることが明確化されております。

下の第2号は、後期高齢者支援金等課税額の規定、次のページの第3号は介護給付金の課税額の規定となります。

2ページの第2項から第4項は条項整理及び文言整理でありますので、3ページをご覧ください。

第4条でございます。第4条において、基礎課税分の資産割額の規定を削除して、算定方式を3方式とさせていただいているものでございます。

次に第5条、国民健康保険の被保険者に係る税率でございます。こちら、基礎課税分の税率改正となります。なお、昨日、机上に今回の改定内容を資料として配布をしておりますので、あわせてご覧いただきたいと思います。

まず第1号において所得割を6.28%。次の第2号において均等割りを2万7,200円。次の第3号において平等割の金額を規定し、一般の世帯では1万6,800円。特定世帯では、8,400円。特定継続世帯は1万2,600円としております。なお、特定世帯とは国保から後期平行した方がいらっしゃいまして、その結果、国保の加入者が一人となった世帯を言います。5年間2分の1の軽減となります。また、その5年間を経過しても国保と後期に分かれている状況が解消されない世帯を特定継続世帯と申しまして、3年間、4分の1軽減となるものでございます。

4ページの第7条でございますが、こちら、後期高齢者支援均等の資産割額を削除する規定となります。第8条は後期高齢者支援均等課税額が区の税率でございます。第1号で、所得割を2.40%、第2号では、均等割を1万200円。第3号で、平等割の金額をそれぞれ、規定をしております。

次に、5ページをご覧くださいまして、第10条でございます。

こちら、介護納付金課税額の資産割を削除する規定となります。第11条は介護納付金課税額の税率となります。第1号で所得割を1.99%、第2号で均等割りを1万1,000円。第3号で平等割の金額を4,900円に定めております。

6ページをご覧ください。第24条でございます。

国保税の減額規程の改正となります。第1号は世帯の総所得金額が、基礎控除の33万円以下の場合に適応される7割軽減でございます。それぞれの課税額の7割の金額に改正をしています。

次に7ページをご覧ください、第2号は同じく5割軽減を適応した場合の金額改正となります。

ちょっととびまして、9ページの第3号でございますが、こちらは2割軽減を適応した場合のそれぞれ金額改正となります。

10ページをご覧ください。附則となります。

第1条、この条例は平成30年4月1日から施行いたします。

第2条改正後の開成町国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

御説明は以上となります。よろしく御審議の程お願いいたします。

○議長（茅沼隆文）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

9 番、井上議員。

○9 番（井上三史）

9 番議員、井上三史です。

3 ページからの第 5 条から、それから 5 ページそして、7 ページと増額になる部分と減額になる部分というのが、総合的に絡み合っ、出てくるわけでしょうけれども、これらを改定することによって、ざっくりで構いませんので、どのくらい国保歳入が増えると思込んでいるのでしょうか。

○議長（茅沼隆文）

保険健康課長。

○保険健康課長（亀井知之）

お答えさせていただきます。

国保の歳入がどれくらい増えるかというような御質問でございますが、私どもが試算した結果をまず、お話をさせていただきますと、現行の調定額に対して、法定軽減を加えて、現在的人数で積算をしますと年間 3 億 6, 0 0 0 万円程になります。

それを標準保険料率でそのまま県の指定した率、金額で見ますと同じように調定額と法定軽減分の差を差し引きまして出しますと、3 億 4, 7 0 0 万円程になります。

したがって、差額として 1, 4 0 0 万円弱の逆に減となります。これですと、県の納付金を賄うことができないということで、標準保険料率をそのまま採用することはできないということで、かなり試算を繰り返して、結果だけを申しますと、その納付金を賄うだけの額を逆算して積算をしますと、大体、先程の説明で申しあげましたが、現行の 3 億 6, 0 0 0 万円、これが確保できればほぼ納金が賄えるだろうというような結論となったわけでございます。

したがって、先程の御質問の回答を述べさせていただければ、ほとんどこれまでに歳入は変わらないという結論になります。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

井上議員。

○9 番（井上三史）

厳しい結論だと受け止めさせていただいたわけなんですけれども、実はやっぱり国保に関することは、安定的な財政というのが本来の目的でございます、特に一般会計からの繰り入れをどう、減らしていくのかということも実は絡んでくると思うわけでございます。

したがって、今のお払いの見込みですと、ぎりぎりということで、一般会計の繰越というのは、これからも約 1 億円近い金額が繰り込まれていくという見通しでいるのでしょうか。やむなしということなんでしょうか。その辺のところをざっくりとお伺

いいいたします。

○議長（茅沼隆文）

保険健康課長。

○保険健康課長（亀井知之）

お答えいたします。

ちょっと別のお話をさせていただきましたように、法定外繰入金については、これまで多いときで1億円超え、この2年間は3,500万円ずつ入れさせていただきました。このところで、広域化をにらみまして、国や県の方針もあって、原則、この法定外繰入金については入れないというような方向になっております。入れる場合も削減の方向で例えば、3年をかけて5年をかけてということで、どこの市町村も削減をなさいという方針になっております。

開成町の場合もいろいろ議論を重ねた結果として、原則として、この法定外繰入金はゼロでいこうという形になっておりました。

先程申しあげた調定額がぎりぎりだというようなお話ではございますが、説明で申しあげましたように、1世帯あたり一人あたり3,000円程の御負担をいただくという中で、これを例えばもっと率を増やせば、それは確かに今後の財政運営の中ではありがたい話ではございますが、その分は保険税のアップに跳ね返って来るところ明白でございますので、その辺を勘案した中で、ぎりぎり現行と同じぐらいの歳入を確保させていただければ当座の納金については額が確保できると。それに見合って、それが確保できれば出も給付については100%、県からくるわけですから、途中でお金がなくて困って給付ができないということはなくなるということです。

ただ、一方では法定が繰入の中でこれまで町が単独で行ってきた補助とか小児医療費の補助とか、あるいは障がい関係もございます。それに対して、町が出しているということは、国保のほうは裕福であろうというような国のことも判断があって、国のほうは交付金を減らしている、いわゆるペナルティーを課しておりまして、これまではその3,500万円の繰入金の中で溶け込んでおりましたので、あまりはつきりはしなかったのですが、今回もその納付金のうち650万円につきましては、そのペナルティー分として乗っかっております。その分については、国保の被保険者にその650万円全てを負担させるということは、これは原理原則から外れるであろうという判断をいたしまして、その分は町民応分に負担をさせていただくと。そういう意味でその650万円については一般会計からの繰入をさせていただいたと。こういうような形で、今後、御審議をいただく予算を立てていると、そういう状況でございます。

○議長（茅沼隆文）

ほかに質疑はございませんか。

6番、菊川議員。

○6番（菊川敬人）

6番、菊川です。

今回の改定でも歳入は変わらないという課長答弁がありまして、この条例は4月1日からということで、広域化に合わせたような形になるわけではありますが、私もちょっと立場上言いにくい部分というのがあるんですが、国保に関してはずっと滞納繰越、あるいは不納欠損等がありまして、特に滞納繰越分というのは、平成30年度の予算を見ても繰越金として、2,000万円がついているわけではありますが、それぞれの広域になったのもそれぞれの町が滞納繰越というのを抱えているわけですね。これを広域になる機会に、1回、身軽になるということも必要かなと思います。

ということは、今の滞納繰越分をどうしても回収できない部分というのがあるかなと思います。その部分については不納欠損として、1回落とす必要があるんじゃないかなと思いますけど、ずっと繰り越し分で抱えていくということもどうかなという気がいたしますが、ちょうどいい機会ですのでその辺ところの考え方というのを切り替えてみるという考えはいかがでしょうか。

○議長（茅沼隆文）

保険健康課長。

○保険健康課長（亀井知之）

お答えさせていただきます。

滞納繰越分につきましては、議員がおっしゃるように、年々累積されているという状況でございます。今まででしたらば、入ってきた保険税をそのまま被保険者の給付にダイレクトにいくという形になっておりましたので、簡単にこれまでの滞納分を不納欠損ということで、落としてしまうというのはなかなかできにくいことがありました。当然のことなんですけれども、落としてしまうと直接給付の方に影響を与えますので、それはなかなかできないということがありました。

ただ、今回、改革の中で基本的に納付金が賄えれば、100%県から給付が来るわけですので、そこら辺については考え方を变えても良いのかなと思っています。

ただ、私どもの努力として、これまでと同様に滞納繰越分については徴収をさせていただくようなことを御答弁したいんですけれども、中にはなかなか厳しく言ってみれば亡くなられたり、行方不明になったりしてこれは何年経っても回収ができないだろうというものは実際ございます。その分の処理をどうするかについては、ちょっと考えさせていただきたいなと思っております。

○議長（茅沼隆文）

菊川議員。

○6番（菊川敬人）

そうしなさいということがなかなか言いづらいですから、ぜひ、検討をしていただきたいなと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（茅沼隆文）

ほかに質疑はよろしいですか。

2番、山田議員。

○2番（山田貴弘）

2 番、山田貴弘です。

今、滞納不納欠損等の話があったので、ついでで聞かせてもらうんですけども、今回、資産割をなくすという方針、要は4方式を3方式にしていくということが示され、条例の変更を我々に提案をしていると思うんですが、要は滞納者で多いのは、資産を持っている人が多いのか、持っていない人が多いのか、そのところをちょっと聞きたいなと思っています。よろしくお願いします。

○議長（茅沼隆文）

保険健康課長。

○保険健康課長（亀井知之）

お答えいたします。

私どもは、滞納者が資産を持っているか持っていないかについての調べというのは正直に整理はしておりません。ただ、滞納者にもいろいろと理由がある方がいらっしゃいますが、ちょっと別の面からお話をさせていただきますと、国保のほぼ9割ぐらいが60代以上の単身の高齢者となっております。ほとんどそれで9割方ということになっておりますので、よほどのことがない限りその資産を持って生きていらっしゃる方というよりは、年金ではそぼそと暮らしている方が中心になろうかと思ってございますので、滞納者の中には資産を持って裕福だというような方はまず、いないのではないかと想像はしておりますけれども、なかなかお答えの中でそうでございますと言にくいですが、正直申しあげてちょっとそこら辺の分析は行っていないという実情でございます。

○議長（茅沼隆文）

山田議員。

○2 番（山田貴弘）

2 番、山田貴弘です。

今回、条例改正をすることによって、今後推移がどうなるのかなというのが気になったので、聞いたのですけれども、これが追って出るようだったら、教えてもらえれば動向が分かりますので、よろしくお願いします。

あとは気になるのが、開成町は資産割をなくすという方針を示したわけなんですけれども、近隣では段階でやっていくようなものも町もあると聞いているのですけれども、近隣の動向をどのような状態なのか。先程、広域の話も合った中で、ここら辺を連携した中で方針を統一したのかどうか。そこら辺、再度確認をしたいと思います。

○議長（茅沼隆文）

保険健康課長。

○保険健康課長（亀井知之）

近隣の町の状況でございますが、個々の町がこうだというようなお話はちょっとこの場でしにくいところがありますので、若干ぼかして御説明させていただきますけれども、まず、中井町につきましては、まだ、決定をされていないということで、6月に決定をすると伺っております。

また、ある町では１２月に既に終わっている議会の中で、私ども同様に資産割を落としたというところが１件ございます。

ただ、そのやり方として、資産割を現行の率より単純に落として、所得割、平等割、均等割については今までと同じだということでした。

したがって、資産割の分だけ純粋に実入りが落ちしてしまうということになるわけですが、その分はこれまでの基金の中から補てんをしていくというようなお話を聞いています。ただ、その基金もいつまで続くかということがありますので、今後その辺を含んで、税率のアップを見ていかなければいけないのかという話は聞いています。

残りの２町につきましては、平成２９年度に改定したばかりというところもありますし、残りの２町につきましては、今のところ収益で様子見だということでございます。

いずれにしても、県の運営方針が３方式になって、社会情勢も変わった中で、いつまでもじゃあ、４方式を確保していくということは無理だと思いますし、何らかの形でやっていかなければいけないと、３方式にしていかなくていけないなというようなものがありますが、開成町におきまして、３年かけ、５年かけということではなくて、その率は今までは２５％オーバーだということがありましたので、３年かけてもかなりの率を一気に下げていかなければいけないということもありましたから、タイミング的にはこのタイミングである程度、３％、３，０００円ぐらいのアップだったら御理解をいただけるのかなというような判断があって、ここで資産割を移させていただいて、そういう状況になってございます。

○議長（茅沼隆文）

ほかによろしいですか。

（「なし」という者多数）

○議長（茅沼隆文）

質疑を打ちきり、討論を行います。討論のある方はいらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（茅沼隆文）

では、討論もないようですので、採決をいたします。

議案第２号 開成町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（茅沼隆文）

着席ください。起立全員によって、可決いたしました。